

# 「LINKAI横浜金沢」に係わる条例

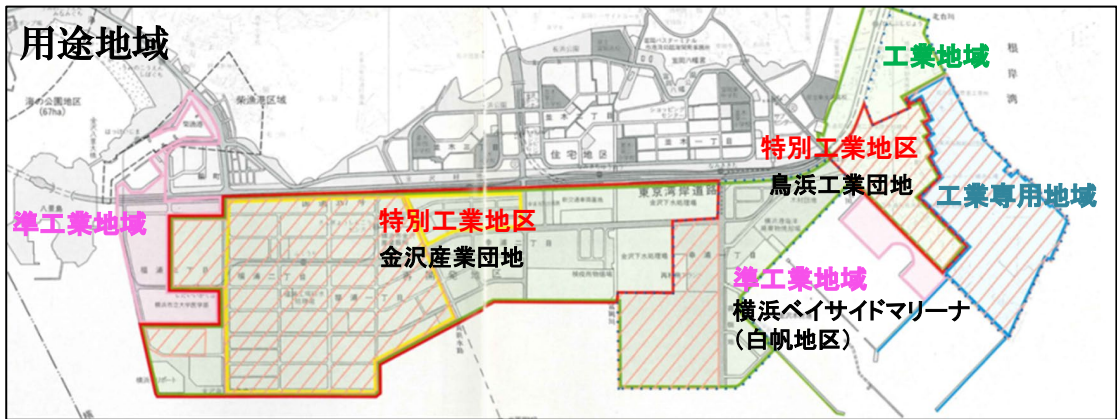
## 横浜市特別工業地区の指定

横浜市は、1998年(平成10年)2月25日 横浜市特別工業地区建築条例を定め、中小工場が多い特別工業地区の産業をより振興させる目的で、工業機能等を維持・保全するため、住宅、共同住宅、老人ホームや福祉ホーム等の建築が規制された。

1999年(平成11年)12月25日「横浜国際港建設計画特別工業地区の変更」により、鳥浜工業団地及び金沢産業団地特別工業地区に指定され、住宅や居住者のいない産業中心の操業環境が整った。

横浜市特別工業建築条例

建築できない用途	
1	住宅
2	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
3	共同住宅、寄宿舎又は下宿
4	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの



## 横浜港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

「LINKAI横浜金沢」地区は、海に隣接しており、船舶が着岸できる岸壁を有している。

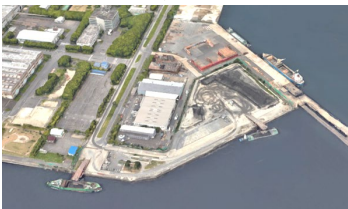
特別工業地域に指定されていない地域は、「横浜港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」により、各分区の目的に合わない構築物の建設や用途の変更が禁止されている。



鳥浜港工業団地 右図①



鳥浜港工業団地 右図②



金沢産業団地(幸浦1丁目) 右図③



凡 例	
(Red)	臨 商 港 区
(Purple)	港 工 業 港 区
(Light Blue)	地 マリーナ港区
(Green)	区 修景厚生港区
(Brown)	分区指定なし